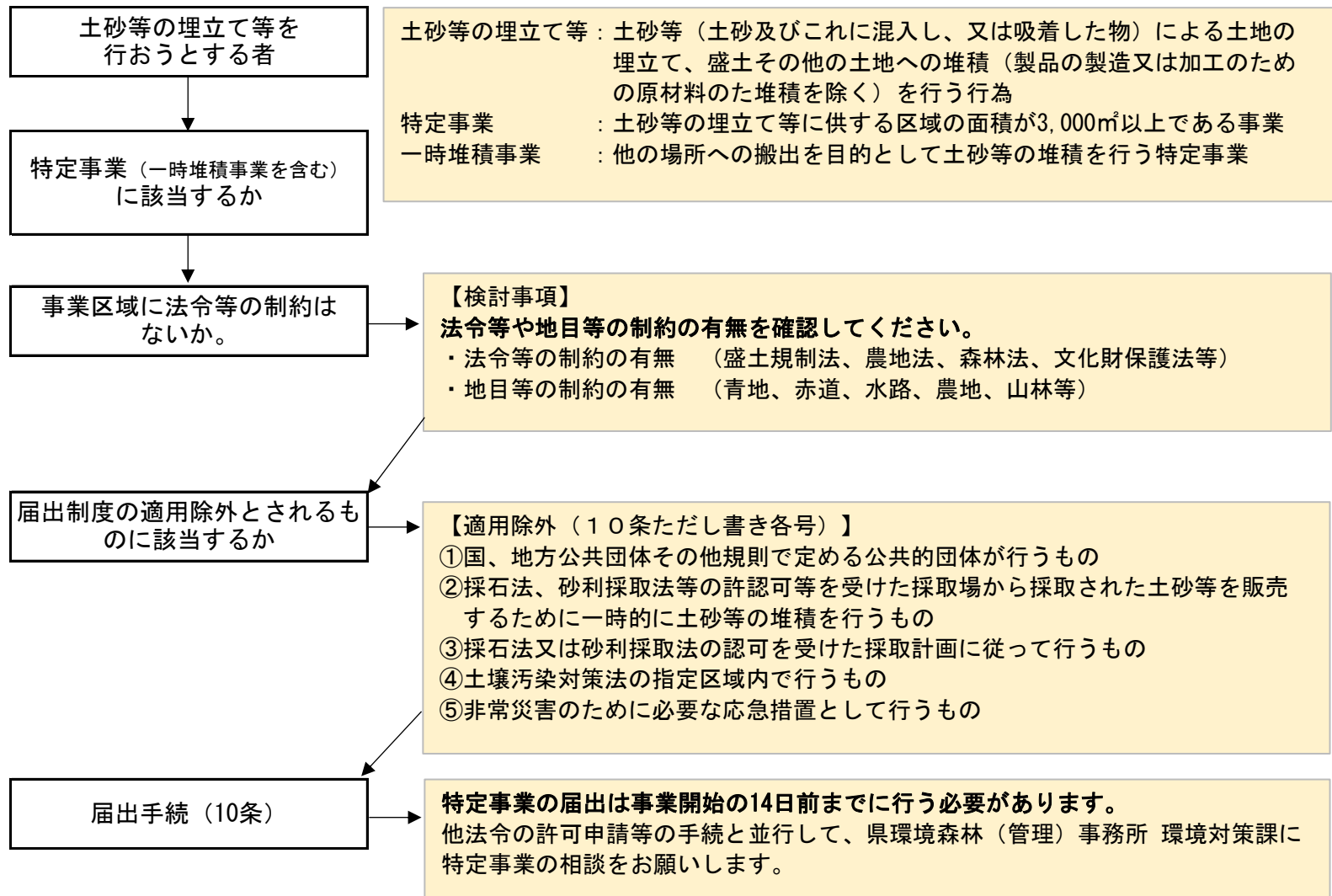


I 本条例における届出制度の概要

◇ 特定事業の届出から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 届出までの流れ



2 特定事業施工時の義務

【全ての事業者が行うもの】	
①土砂等の搬入の届出（16条）	→ 採取場所ごと、かつ5,000m ³ ごとに土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付
②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量等の報告（17条）	→ 土砂等の搬入・搬出量を記載する。 6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
③水質検査等の実施及び結果報告（18条）	→ 6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
④関係書類の縦覧（19条）	
⑤標識の掲示等（20条）	

【必要に応じて行うもの】	
①事前変更届出（11条1項）	→ 特定事業の計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合、事前に届出
②事後変更届出（11条3項）	→ 氏名・住所、土砂等の量等の軽微な変更については、変更後、遅滞なく届出

3 特定事業の完了

